

入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。

9 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所(第15条第8項において「指定通所介護事業所」という。)又は指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。

第17条を第18条とする。

第16条中「第8条及び第9条」を「第9条及び第10条」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第7項を次のように改める。

7 地域密着型特別養護老人ホームは、当該地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。

第14条第8項中「(指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)」を削り、同条を第15条とし、8条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第8条 条例第32条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項及び附則第18項中「同一敷地内にある」を削る。

(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第18条」を「第19条」に改める。

第3条第2号のアの(イ)及び同号のイ中「第16条第1項第2号」を「第17条第1項第2号」に改め、同条第3号のアの(イ)中「第16条第1項第3号のアの(イ)」を「第17条第1項第3号のアの(イ)」に改める。

第11条第1号中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第13条第1項第1号中「第16条第1項第2号のイ」を「第17条第1項第2号のイ」に改める。

第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第16条 条例第39条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第11条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和3年長野県規則第75号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第13条第1号のアの(イ)」を「第14条第1号のアの(イ)」に、「第15条各号」を「第16条各号」に改める。

附則第3項の表以外の部分中「第15条第1項第3号のイ」を「第16条第1項第3号のイ」に、「第9条第1項第1号のアの(イ)」を「第10条第1項第1号のアの(イ)」に、「第16条第1項第5号のイ」を「第17条第1項第5号のイ」に改め、同項の表中「第15号各号」を「第16号各号」に、「第15条第1項第3号のイ」を「第16条第1項第3号のイ」に、「第17条各号」を「第18条各号」に、「第9条第1項第1号のアの(イ)」を「第10条第1項第1号のアの(イ)」に、「第11条各号」を「第12条各号」に、「第16条第1項第5号のイ」を「第17条第1項第5号のイ」に、「第18条各号」を「第19条各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年6月1日から施行する。

介護支援課

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第37号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則  
旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第19号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

介護支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条の4」を「第37条の5」に、「第3節 基準該当生活訓練（第45条）」を

「第3節 基準該当生活訓練（第45条）」に改める。

第9章の2 就労選択支援（第45条の2・第45条の3）」

第8条第7項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第9条中「第9条」を「第14条」に改める。

第13条第1項第2号並びに第34条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第37条の4を第37条の5とし、第37条の3第1項中「第99条の4第1号」を「第99条の5第1号」に改め、同条第2項中「第99条の4第3号」を「第99条の5第3号」に改め、同条第3項中「第99条の4第4号」を「第99条の5第4号」に改め、同条を第37条の4とし、第37条の2の次に次の1条を加える。

（指定通所リハビリテーション事業者が行う共生型機能訓練の事業の基準）

第37条の3 条例第99条の4第1号の規則で定める数は、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）が提供する指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型機能訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数とする。

2 条例第99条の4第2号の規則で定める面積（指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該面積に食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えた面積）は、3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型機能訓練の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

第38条中「は、」を「又は指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下この項において同じ。）は、」に、「とする」を「又は指定通所リハビリテーション事業者とする」に改め、同条各号中「指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第38条の2を第38条の3とし、第38条の次に次の1条を加える。

（病院等基準該当機能訓練事業所の基準）

第38条の2 条例第102条の3第1号の規則で定める病院又は診療所は、次に掲げる基準を満たす病院又は診療所とする。

(1) 病院等基準該当機能訓練事業所の専用の部屋等の面積を病院等基準該当機能訓練を受ける利用者の数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当機能訓練事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当機能訓練の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。